

〔厚生労働大臣が定める揭示事項〕

入院診療計画、院内感染予防対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束の最小化 について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文章によりお渡ししております。

また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束の最小化についての基準を満たしております。

入院時食事療養・生活療養(自己負担) について

◆ 入院時の食事代は、定額自己負担となります。 （令和8年6月より）

所得区分	標準負担額
	食費(1食)
一般の方	550円
住民税非課税世帯の方	270円
住民税非課税世帯の方で過去1年間の入院日数が90日を超えている場合	220円
住民税非課税世帯に属しかつ所得が一定基準に満たない70歳以上の方	130円

◆ 療養病床に入院する65歳以上の方の負担額について

療養病棟に入院する65歳以上の方は食事と光熱水費が定額自己負担となります

所得区分	標準負担額	
	食費(1食)	光熱水費(1日)
一般の方	550円	430円
住民税非課税世帯の方	270円	430円
住民税非課税世帯の方で過去1年間の入院日数が90日を超えている場合	220円	430円
住民税非課税世帯に属しかつ所得が一定基準に満たない70歳以上の方	130円	430円

※ ご不明な点は、1F受付にお問い合わせください